

平成24年 No.21

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程

制定理由

本学のウェブサイト等の運営について、必要な事項を定めるものである。

承認経過

平成24年4月4日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程を次のように制定する。

平成24年4月5日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年規程第14号

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）がインターネットを通して学外に提供するウェブサイト等の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(東京学芸大学ウェブサイト)

第2条 学外に対する広報活動を推進するために、本学に東京学芸大学ウェブサイトを設置する。

2 東京学芸大学ウェブサイトは、次の各号に定めるオフィシャル・ウェブサイト及びその他のウェブサイトで構成する。

(1) オフィシャル・ウェブサイトは、<http://www.u-gakugei.ac.jp/>で始まるURLをもつものとし（ただし、<http://www.u-gakugei.ac.jp/~>が付くものを除く。）、国立大学法人東京学芸大学広報企画室（以下「広報企画室」という。）が運営・管理する。

(2) その他のウェブサイトとは、<http://www.u-gakugei.ac.jp/~>を含むウェブサイト、オフィシャル・ウェブサイトからリンクする学内のウェブサイト及び本学が運営・管理しているサーバを利用するウェブサイトとし、各部局等が運営・管理する。

(臨時公式ウェブサイト)

第3条 災害及び情報処理センターシステムの障害等によるウェブサーバ停止時の情報発信手段として、学外のウェブサービスを利用した、臨時公式ウェブサイト（<http://sites.google.com/site/gakugeiweb/>）を設置し、広報企画室が運営・管理する。

(公式 Twitter)

第4条 本学の通常の広報活動及び臨時公式ウェブサイトを補助するための情報発信手段として、公式 Twitter（<https://twitter.com/TokyoGakugei>）を設置し、広報企画室が運営・管理する。

(掲載コンテンツ)

第5条 前3条に規定するウェブサイト等は、本学の諸活動に関する情報を、原則として学外へ発信するために活用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載してはならない。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公平性に欠けるもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 特定の個人又は団体を誹謗中傷するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 特定の宗教の布教等にかかわるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 著作権等の知的所有権の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 本学の名誉及び信用を傷つけるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 営利を目的とするもの
- (9) 国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシー及び国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年規程第 7 条）に抵触するもの
- (10) 職務に直接関係しないもの
- (11) その他法令，学内規則等に反するもの  
（措置）

第 6 条 広報企画室は，前条各号のいずれかに該当すると判断したときは，当該ウェブサイト管理する部局等に対し警告を發し，リンクの切断等必要な措置を講ずることができる。

（規程の改廢）

第 7 条 この規程の改廢は，役員会の議を経て学長が定める。

（補足）

第 8 条 この規程に定めるもののほか，東京学芸大学ウェブサイト等の運営・管理に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は，平成 24 年 4 月 5 日から施行する。
- 2 東京学芸大学ウェブサイト作成・運用に関するガイドライン（平成 22 年 2 月 24 日制定）は，廢止する。